

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理状況報告書（令和4年度）

1、施設概要

設置主体名	伊勢崎市
施設名称	清掃リサイクルセンター21
施設の所在地	伊勢崎市柴町954番地
炉形式	全連続燃焼（流動床式）燃焼炉
施設規模	210 t/日（70 t/24 h×3炉）

2、施設の維持管理に関する計画 別紙のとおり

3、施設の維持管理の状況に関する情報

(1) 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量(単位：t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	58,647.69	4,850.12	4,996.78	4,335.72	5,800.00	5,985.54	3,063.55	5,401.60	4,776.02	4,976.24	4,839.94	3,992.41	5,629.77

(2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	901	893	895	900	889	887	911	903	916	906	905	899
	最小	℃	872	873	869	873	866	863	869	870	881	876	862	880
B系炉	最大	℃	904	887	892	890	886	890	905	920	917	912	903	901
	最小	℃	867	861	891	870	863	860	866	894	884	881	867	845
C系炉	最大	℃	904	899	917	912	897	885	893	902	915	905	899	902
	最小	℃	868	871	876	873	869	866	870	877	884	879	899	871

(3) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	最大	℃	179	179	178	179	179	179	184	184	180	182	184	181
	最小	℃	175	174	174	172	175	175	177	181	171	177	180	176
B系炉	最大	℃	179	178	176	179	177	175	185	183	183	184	185	181
	最小	℃	176	176	171	174	173	172	173	176	176	177	180	175
C系炉	最大	℃	179	178	179	180	179	178	183	183	183	184	176	180
	最小	℃	175	176	175	174	175	175	176	179	179	179	176	174

(4) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

		単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	平均	ppm	100	30	11	16	18	16	16	10	16	6	9	12	18	15
B系炉	平均	ppm	100	30	18	9	5	16	21	15	23	22	25	14	17	20
C系炉	平均	ppm	100	30	17	19	17	17	16	10	16	18	18	10	21	20

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(5) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉		-	-	-	-	-	-	-	11月17日	-	-	-	-
B系炉		-	-	6月23日	-	-	-	-	-	-	-	-	-
C系炉		-	-	-	-	-	-	-	-	-	1月27日	-	-

(6) 煙突から排出される排ガス中のばい煙濃度

		項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	-	0.02未満	-	0.02未満	
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	-	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-	-	0.001未満	-	0.001未満	
	塩化水素	ppm	430	50	-	1.5	11.0	-	2.0	-	2.4	-	-	2.3	-	1未満	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	57.0	68.0	-	61.0	-	62.0	-	-	64.0	-	82.0	
	採取日				-	-	5月9日	6月23日	-	8月5日	-	10月14日	-	-	1月13日	-	3月2日
	検査結果取得日				-	-	5月31日	7月8日	-	9月12日	-	11月2日	-	-	2月2日	-	3月20日
	採取場所				-	-	A系煙突	A系煙突	-	A系煙突	-	A系煙突	-	-	A系煙突	-	A系煙突
B系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	-	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	-	0.001未満	-	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	0.001未満	0.001未満	-	0.003
	塩化水素	ppm	430	50	-	1.1未満	-	-	8.7	-	1.7	-	3.6	3.4	-	2.9	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	52.0	-	-	54.0	-	59.0	-	90.0	79.0	-	89.0	
	採取日				-	-	5月6日	-	-	8月26日	-	10月14日	-	12月2日	1月20日	-	3月3日
	検査結果取得日				-	-	5月31日	-	-	9月12日	-	11月2日	-	12月23日	2月2日	-	3月20日
	採取場所				-	-	B系煙突	-	-	B系煙突	-	B系煙突	-	B系煙突	B系煙突	-	B系煙突
C系炉	硫黄酸化物	K値	17.5	0.19	-	0.02未満	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	0.02未満	-	-	-	0.02未満
	ばいじん	g/m ³ N	0.15	0.02	-	0.001未満	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-	0.001未満	-	-	-	0.001
	塩化水素	ppm	430	50	-	2.0	4.6	-	23.0	-	2.8	-	3.0	-	-	21.0	
	窒素酸化物	ppm	250	100	-	47.0	49.0	-	36.0	-	76.0	-	50.0	-	-	73.0	
	採取日				-	-	5月11日	6月23日	-	8月5日	-	10月13日	-	12月1日	-	-	3月3日
	検査結果取得日				-	-	5月31日	7月8日	-	9月12日	-	11月2日	-	12月23日	-	-	3月20日
	採取場所				-	-	C系煙突	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	C系煙突	-	-	C系煙突

*管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	項目	単位	基準値	管理値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	-	0.00039	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	-	8月29日	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	-	10月3日	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	-	A系煙突	-	-	-	-	-
B系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	-	0.00007	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	-	8月30日	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	-	10月3日	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	-	B系煙突	-	-	-	-	-
C系炉	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	0.1	-	-	-	-	-	-	0.0000074	-	-	-	-	-
	採取日		-	-	-	-	-	-	-	-	8月31日	-	-	-	-	-
	検査結果取得日		-	-	-	-	-	-	-	-	10月3日	-	-	-	-	-
	採取場所		-	-	-	-	-	-	-	-	C系煙突	-	-	-	-	-

* 管理値とは施設周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、蕪塚町、今井町）との協定値です。

(別 紙)

一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理に関する計画

- 1.施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行うものとします。
- 2.燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合します。
- 3.燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うものとします。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保ちごみを焼却します。
- 5.焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6.運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7.運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽します。
- 8.燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を摂氏200度以下に冷却します。
- 10.集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11.冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が30ppm以下となるようにごみを焼却します。
- 13.煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m³N以下となるようにごみを焼却します。
- 15.煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六ヶ月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16.排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17.ばいじんを固化して排出し、処分場に埋め立てます。
- 18.火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えます。